



# 児童手当が ギャンブルに 使われています

## 児童手当法4条3項の法改正を

※※現行法では、児童手当は収入の高い方に振り込まれてしまいます※※

離婚前提でないと  
口座変更できない  
と言われた。



夫とは別居して  
私が子どもと暮らしているのに  
夫に振り込まれてしまう。



別居して  
夫に居場所がバレるのが怖い。  
住民票を異動していないから  
口座変更は無理  
と言われた。



夫は治療を拒否。  
なのにギャンブル依存症の  
証明を求められた。



夫の方が  
年収が高いので  
妻には振り込めない  
と言われた。



## 児童手当を子どもの為に！

## 振込先は、家族が選べるようにして下さい



公益社団法人  
ギャンブル依存症問題を考える会



NPO法人  
全国ギャンブル依存症家族の会

